

## 高知県国民保護計画(案)修正箇所一覧

整理番号	頁	行	該当箇所	修文・理由
1	1	10	県民(県の地域に住所を有する者、他県から県の地域に通学・通勤する者及び武力攻撃事態等による災害時に県の地域に滞在する者をいう。以下同じ)の協力を得つつ	(修文)「なる災害時に」を「 <b>において</b> 」に、「地域」を「 <b>区域</b> 」に修正 (理由)「なる災害時に」を「において」に改めることについては、国民保護法の規定により国民が協力することが「災害時に」限られないため。 「地域」を「区域」に改めることについては、表現の適正を図るため。(国民保護法第3条第2項の規定等参照。)
2	4	☒	下から2行目 運送事業者による住民・物資の輸送	(修文)「運送事業者による住民・物資の <b>運送</b> 」 (理由)国民保護法、基本指針において「運送」の記述で統一
3	6	27	四国地方整備局 被災時における河川、国道等の公共土木施設の応急復旧	四国地方整備局 被災時における <b>直轄</b> 河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 (理由)国土交通省と調整
4	7	17	日本銀行の事務又は業務の大綱 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	(修文) 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 <b>銀行その他の金融機関の間で行われる</b> 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 (理由)日本銀行が行うべき業務の記述を、国民保護法の記述に合わせる。
5	7	全体	各機関の名称	(修文)指定公共機関の名称を修正。 (理由)誤記の修正。例えば「日本郵政公社四国支社」、「日本放送協会高知放送局」及び「西日本電信電話(株)高知支店」は、「日本郵政公社」、「日本放送協会」及び「西日本電信電話(株)」の誤記(支店等が指定公共機関ではない。)
6	9	23	(7)自衛隊施設等	(修文)自衛隊施設 <b>等</b> (理由)不要のため
7	11	20	【留意点】 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、……	(修文) ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察 <b>は</b> 、海上保安庁及び自衛隊 <b>と</b> 連携し、…… (理由) 主体が県の機関であることを明確に記述する。

## 高知県国民保護計画(案)修正箇所一覧

整理番号	頁	行	該当箇所	修文・理由
8	15 16	6 1	<p>P15 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる場合 【事態例及び被害の概要】 ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 イ 列車等の爆破 大規模集客施設、ターミナル駅等で～</p> <p>P16 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 【事態例及び被害の概要】 ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ イ 弾道ミサイル等の飛来 ・ … ・ … ・ …</p>	<p>P15 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる場合 【事態例】 ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 イ 列車等の爆破 【被害の概要】 大規模集客施設、ターミナル駅等で～</p> <p>P16 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 【事態例】 ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ イ 弾道ミサイル等の飛来 ・ … ・ … ・ … (理由)当初案では被害の概要がイの事例のみのような印象を受けるため整理</p>
9	18	図	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】 (基準) 武力攻撃事態等の発生前・国際情勢等から判断し、今後の情勢を見守る必要がある場合</p>	<p>(修文) 多数の人を殺傷するなどの事案が発生するおそれがあるなどの情報を入手し、国際情勢等を勘案すると、今後の情勢を見守る必要があると考えられる場合 (理由) "武力攻撃事態等"は政府が認定するものであって、自然発生的に起こる概念ではないとの国指摘あり修正。</p>
10	18	図	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】 (基準) 武力攻撃事態等の発生後・今後、事態認定が行われ、県国民保護対策本部設置の通知があると想定される場合</p>	<p>(修文) 多数の人を殺傷するなどの事案が発生し、今後、事態認定が行われ、県国民保護対策本部設置の通知があると想定される場合 (理由) "武力攻撃事態等"は政府が認定するものであって、自然発生的に起こる概念ではないとの国指摘あり修正。</p>

## 高知県国民保護計画(案)修正箇所一覧

整理番号	頁	行	該当箇所	修文・理由
11	18	図	【事態の状況に応じた初動体制の確立】 事態認定後の欄中基準の箇所	「 <b>武力攻撃事態等の発生後</b> 」(2箇所あり) (理由) 「武力攻撃事態等」は政府が認定するものであって、自然発生的に起こる概念ではないとの国指摘あり修正。
12	19	21	第2編第1章第13(1) 県民の権利利益の迅速な救済 県は武力攻撃事態等が発生した場合には……	(修文) 県は武力攻撃事態等が <b>発生した認定された</b> 場合には…… (理由) 事態は、国が閣議を経て主体的に「認定」するものであって、「発生」との表現は不適切
13	26	下から 6	県警察は、管区警察局等、……	(修文)県警察は、 <b>四国</b> 管区警察局等、…… (理由)高知県警察は、四国管区警察局の管内
14	28	14	…住民の安否情報は以下のとおりです。	(修文) …住民の安否情報は以下のとおりであり、 <b>県が消防庁に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という)第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書です。</b> (理由) 安否情報省令の説明必要。(P29 12行目「安否情報省令第1条」等の前提)
15	31	下から 7	…するとともに、消防、警察、海上保安庁、……	(修文) …するとともに、消防、 <b>県</b> 警察、海上保安庁、…… (理由) 県の組織体としての「 <b>県警察</b> 」の記述が適切。この項には国の出先機関である管区警察局は含まないとの国指摘あり。
16	34	13	…を得て、避難住民及び緊急物資の輸送を……	(修文) …を得て、避難住民及び緊急物資の <b>運送</b> …… (理由) 国民保護法及び基本指針で「運送」と記述。記述統一。
17	34	下から 5	県警察は、武力攻撃事態等において、都道府県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出 確認制度の整備を図ります。	(修文) 県警察は、武力攻撃事態等において、 <b>都道府</b> 県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出 確認制度の整備を図ります。 (理由) 県公安委員会の確認手続のみが対象。
18	37	11 12 18	高知海上保安部長等(高知海上保安部長、宿毛海上保安署長、土佐清水海上保安署長をいう。以下同じ。)	(修文) <b>海上保安部長等</b> (理由) 海上保安庁、高知海上保安部と調整

## 高知県国民保護計画 (案) 修正箇所一覧

整理番号	頁	行	該当箇所	修文・理由
19	39	5	(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については	(修文) 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材 <b>及び国民保護措置に従事する職員の食料や飲料水など</b> については …… (理由) 職員の食料等、県対策本部の運営上必要な物資等についても記述。
20	42	7	啓発を行うものとし、	(修文) 啓発を行う <b>よう努めるもの</b> とし (理由) 啓発は法律等において義務付けられているわけではなく、県の計画において、市町村の啓発について義務づけのような記述とすることは不適切。
21	43	11	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	(修文) <b>事態認定前における</b> 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 (理由) 事態認定前のみを想定したものではないため。
22	43	13	政府による事態認定の有無に関わらず、国際情勢等から判断し、今後の情勢を見守る必要がある場合	(修文) 政府による事態認定の有無に関わらず、 <b>多数の人を殺傷するなどの事案が発生するおそれがあるなどの情報を入手し、国際情勢等を勘案すると</b> 、今後の情勢を見守る必要がある <b>と考えられる</b> 場合 (理由) P18の初動体制の要件に合わせた記述とする。
23	43	17	(2)緊急事態連絡室等の設置 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等においては、	(修文) (2)緊急事態連絡室の設置 知事は、 <b>政府による事態認定の有無に関わらず</b> 、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案が発生 <b>し、今後、県国民保護対策本部設置の通知が想定される</b> 場合においては、 (理由) P18の初動体制の要件に合わせた記述とする。
24	43	下から 3	…県警察、消防、海上保安庁 ……	(修文) … <b>県警察、消防、管区海上保安本部等</b> …… (理由) 海上保安庁、高知海上保安部と調整
25	44	5	(3)緊急事態連絡室における初動措置 ……被害の最小化を図ります。	(修文) ……被害の最小化を図ります。 <b>事態認定後においては、必要に応じ、退避の指示、緊急通報の発令、都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県の指定要請等の国民保護法に基づく措置を実施します。</b> (理由) 事態認定後の対応についても記述する。(対策本部への移行前の対応として)

## 高知県国民保護計画(案)修正箇所一覧

整理番号	頁	行	該当箇所	修文・理由
26	47	下から 13	職員の派遣の求め 県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は当該指定公共機関に対し、……	(修文) 県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、…… (理由) 職員の派遣の要請先を正確に記述する。
27	62	5	海上保安庁	(修文)管区海上保安本部等 (理由)海上保安庁、高知海上保安部と調整
28	64	14	…、運送事業者である指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行います。	(修文) …、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、自ら運送の求めを行います。 (理由) 避難住民の運送の求めは、指定公共機関にも実施できるため。
29	70 70 71	22 32 17	被災者の捜索及び救出 埋葬及び火葬 死体の捜索及び処理	(修文) 「自衛隊 海上保安庁等」を「自衛隊、管区海上保安本部等」に修正 、の「高知海上保安部長等」を「管区海上保安本部等」に修正 (理由) 海上保安庁、高知海上保安部と調整
30	78	9	高知海上保安部長等	(修文)海上保安部長等 (理由)海上保安庁、高知海上保安部と調整
31	78	18	また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定します。 立入制限区域について	(修文) ……及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。 なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知します。 立入制限区域について (理由) 法102条第6項の規定に基づき、上記内容の義務が生じるため明記する。

## 高知県国民保護計画(案)修正箇所一覧

整理番号	頁	行	該当箇所	修文・理由
32	78	20	立入制限区域について 範囲 公示等	(修文) 高知海上保安部長等」を「海上保安部長等」に修正。設定」を「指定」に修正。 県公安委員会又は高知海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示します。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにします。 <b>なお、海上保安部長等も同様の措置を行うこととされています。</b> (理由) ・海上保安部長等」海上保安庁、高知海上保安部と調整 ・指定」法律の文言とする 海上保安部長等は国機関であり整理
33	82			武力攻撃原子力災害への対処」の項目追加 (理由)第2回協議会、第3回幹事会での協議結果を踏まえて項目追加
34	84	下から 8	知事又は県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。	(修文) <b>内閣総理大臣の要請を受けた知事又は同知事の要請を受けた</b> 県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。 (理由) 手続の明確化
35	87		3 応急公用負担等	(修文)下記の項目追加 <b>(1)知事の事前措置等</b> <b>知事は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の所有者等に対して、当該設備の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。</b> (理由) 事前措置の規定についても盛り込む。
36	89	10	被災県の知事は、	(修文)被災県の知事は、 (理由)高知県知事を指すもので「被災県の」は不要
37	91	下から 9	・・・するとともに警察庁及び管区警察局に・・・	(修文)・・・するとともに警察庁及び <b>四国</b> 管区警察局に・・・ (理由)高知県警察は、四国管区警察局の管内

## 高知県国民保護計画(案)修正箇所一覧

整理番号	頁	行	該当箇所	修文・理由
38	93	9	2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理の特例	(修文)下記の項目追加 <u>県は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとします。</u> (理由) 特例措置を効果的に機能させる観点から、加筆するよう国から指摘あり。
39	94	2	国宝の管理の責任者	(修文)国宝等の管理の責任者 (理由)国宝だけでなく、特別史跡名勝天然記念物も対象となる。
40	97	3	県教育委員会は、被災した児童生徒等～	(修文)県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等～ (理由)私立学校の所管は知事部局のため
41	99	下から 10	県警察及び道路管理者は、～	(修文)県警察及び道路管理者である県は、～ (理由)「道路管理者」という語句は、その意味合いとして、都道府県だけでなくその他各種道路(一般国道、高速道路等)の管理者も含まれるため、県計画においては、県に特定する。
42	102	4	国際的な特殊標章等	(修文)国際的な特殊標章等 (理由)国からの指摘
43	102	図	図の差し替え等	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(8月2日付通知)で示したひな型の図に差し替えをする。また、また、図の下の「(第一追加議定書付属書に規定する文民保護の要員の身分証明書のひな型)」を「(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)」と、「(第一追加議定書付属書に規定する身分証明書のひな型)」を「(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)」とする。 (理由)上記ガイドラインでひな型を決定
44	103	2 13	手続等に基づき、必要に応じ、具体的な・・・	(修文)手続等に基づき、必要に応じ、具体的な・・・ (理由)赤十字標章等及び特殊標章等の交付等が想定される場合には、当然に交付要綱に基づき交付等する必要があるため。(必要に応じではない。)